

## 鹿屋市在宅介護者応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける中、在宅の要介護高齢者等の介護者を支援するため、鹿屋市在宅介護者応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、鹿屋市高齢者等介護慰労金支給条例（平成18年鹿屋市条例第99号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### (給付対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 条例第6条に規定する資格認定日が令和5年8月1日である介護者として条例に規定する鹿屋市高齢者等介護慰労金の支給決定を受けた者
- (2) 条例第6条に規定する資格認定日が令和6年2月1日である介護者として条例に規定する鹿屋市高齢者等介護慰労金の支給決定を受けた者

2 前項第1号の規定による給付対象者が令和5年8月1日以後に介護者でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、新たに介護者になった者を給付対象者とする。ただし、前項第1号の規定による給付対象者が既に給付金の支給を受けている場合は、この限りでない。

### (給付金の額)

第4条 給付金の額は、要介護高齢者等1人につき1万円とする。

### (申請の方法及び給付の決定)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに鹿屋市在宅介護者応援給付金支給資格確認申出書（別記第1号様式。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容を確認し、給付金の支給が適当であると認めるときは、給付金の支給を決定し、その旨を鹿屋市在宅介護者応援給付金給付通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

### (給付対象者に対する給付の方法)

第6条 給付対象者に対する給付は、鹿屋市高齢者等介護慰労金支給条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第100号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する鹿屋市高齢者等介護慰労金支給申請書（規則別記第1号様式）に記載されている振込口座（以下「受取口座」という。）に振り込むことにより行うものとする。ただし、申出書により受取口座以外の口座（以下「指定口座」という。）への振込みの申出があった場合は、当該指定口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付対象者に対する支給の予告通知等）

第7条 第5条の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項第1号の規定による給付対象者に対し、給付金の支給の予告の通知（以下「予告通知」という。）を行う。

2 前項の予告通知を受けた給付対象者は、当該予告通知を受けた際、申出書により給付金の受給の拒否又は指定口座への振込みを申し出ることができるものとし、当該申出は、市長が別に定める日までに行うものとする。

3 市長は、前項の規定による給付金の受給の拒否の申出がない場合（前項の規定による受給の拒否の申出がない場合で、同項の規定による指定口座への振込みの申出があったときを含む。）は、速やかに支給を決定し、給付対象者に対し、給付金を支給する。ただし、第1項の申込みを受けた給付対象者が第3条第2項の規定により給付対象者でなくなった場合において、同項の規定により給付対象者となった者から市長が別に定める日まで申出書の提出があったときは、その内容を審査し、給付が適当と認めるときは、給付金の支給を決定し、その旨を鹿屋市在宅介護者応援給付金給付通知書（別記第2号様式）により当該者に通知する。

4 第1項の申込みを受けた給付対象者から第2項の規定による指定口座への振込みの申出があったときは、市長は、前項本文の規定による支給の決定を行う際に鹿屋市在宅介護者応援給付金給付通知書（別記第2号様式）により当該者に通知する。

（不当利得の返還等）

第8条 市長は、給付対象者が、条例第9条の規定に該当するときは、給付金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和1年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市在宅介護者応援給付金支給資格確認申出書

年 月 日

1 給付対象者

氏 名			
住 所			
生年月日		電話番号	

2 支給申請額

円

3 受給の希望

受給の希望について、次のいずれかに○を記入してください。

【  】私は、鹿屋市在宅介護者応援給付金の受給を希望します。

【  】私は、鹿屋市在宅介護者応援給付金の受給を希望しません。

4 振込口座（注 上記3で「希望しません」を選択した場合は記入不要）

鹿屋市在宅介護者応援給付金の振込口座について、次のいずれかに○を記入してください。

【  】鹿屋市高齢者等介護慰労金の受取口座への振込みを希望します。

【  】鹿屋市高齢者等介護慰労金の受取口座以外の口座への振込みを希望します。

金融機関名	銀行・信組 農協・信金 労金・漁協		本店 支店・支所 出張所
預金種目		口座番号	
口座名義	(カタカナ)		

注 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しを提出してください。

第2号様式（第5条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市在宅介護者応援給付金給付通知書

年 月 日付けで申出のあった鹿屋市在宅介護者応援給付金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法 口座振込
- 3 支給時期 年 月 日 振込予定